

景観単位	種 別	概 要	要 素
建造物	家屋	農家の家運を残す家屋は、田染荘小崎の景観を構成する大切な要素となっている。	小崎地区内の63件
	農地	中世以降開発が進んだ本地区水田は、地形に沿った独特の曲線を有しており、その形状は中世から現在に至るまでほとんど変化していないことが確認されている。また、その形状や、用排水路、道路の配置から、水田開発の歴史を物語ることが可能とされている。	選定申出範囲内の良好な形で維持されている水田
	農道	水田と同様の曲線を有しており、水田と一体となって、地区の景観を構成しているもの	選定範囲内の耕作道及び市道
	用排水路	水田の形状に沿って配置されており、水田、道路と一体となって地域の景観を構成している。基本的に、用排水用水路となっており、貴重な用水を効率的利用できる構造となっている。また、水田から水田へ用水を供給する田埂しかんも中世から受け継がれてきたものである。また、民家の地下を流れる水路も特徴的である。	選定範囲の既存の用排水路（マブを含む）
	池	不足する農業用水を確保するため、小崎川と並んで水源として整備されたものである。戦国時代から江戸時代に築堤されており、それに伴って、水田開発が進められている。	峠池、愛宕池、二宮池、焼山池
工作物 （農業関連）	堰	【小崎川水系】 トウゲイノタ、上空木、ムコウノタ、タカイワ、ウツホ、ウツボシタハシ、オデウマカワ、ゴウバタ、マエダ、ヒラドコ、オツハ、シノウサマ、ヒバ、タナ、ハレ、ランシダ、山ノロ、ケンノキ、赤通、ビヅウラ、ナガンダ、シンゴロウ、オツボ、マブ、エバ、フクロノモト、備ノ下、 【愛宕池】 ヤナガツ、ハバシタ、ハカパンタ、ナナツヤ、キレイケ、オヤマ①、オヤマ②、オヤマ③、オヤマ④、オヤマ⑤、 【二宮池】 ゴクデン	
	地割	『豊後国田染荘の調査』で、小崎地区は中世の景観を今に伝えたと評価された。谷の入口中央の台端と呼ばれる集落は高山の尾根が盆地に出てきた先に位置し、そのような地形から「尾崎」の名がつけられたと考えられる。この小崎地区の台端には十数軒の家があるが、これらの集落は、鎌倉時代の末に形成されていた。	集落 村絵図に描かれた道 歴歟・土塁 延寿寺・渡辺公明家、富田達彦家
	城館	鳥帽子岳城：戦国時代に田染荘政所を務めた古庄氏によって築城された鳥帽子岳城は、馬塚山の西の境（穴獅子寺院の周辺）にあたる山（鳥帽子岳）に築かれたとされている。 小崎館：真宗寺院として1641年に吉田延寿丸によって建設されたもので、元は相原村にあったが、1644年に現在地に移転した。	鳥帽子岳城、尾崎城館
	神社・神社跡	本地区の開発の起源とされる神社及び神社跡	二宮八幡宮、雨引社、愛宕社、奥愛宕社、三島社、間戸の金比羅
	寺・寺跡		長野観音寺跡、宝珠院跡、延寿寺、間戸寺跡
工作物 （信仰に関わるもの）	堂・堂跡		弁財天、阿弥陀堂跡、延寿寺境内堂、原のお堂、霊山堂、奥の堂さま、鶴亀地藏堂、護摩堂跡
	岩屋		朝日岩屋、夕日岩屋、ロンコさま、茅場堂
	墓地		庫の前、イイズカ(田染家の古墓)、空木、河野家墓地、小瀬河野家墓地、折淵後藤家墓地、愛宕加藤家墓地、七ツヤス会墓地、赤迫入会墓地、上ノ原入会墓地、上ノ原富田家墓地、池ノ内墓地
	石造物	宝篋印塔	延寿寺宝篋印塔2基
	石造物	五輪塔	観音寺跡五輪塔5基、延寿寺五輪塔4基、河野墓地五輪塔群、護摩堂跡五輪塔13基
		石殿	延寿寺石殿、河野家墓地石殿2基、護摩堂跡石殿
		宝塔	長野観音寺跡宝塔1基
		歴歟神	阿部武則家(カド)の屋敷の石造物群 渡辺公明家の石造物群 田染館の石造物群 河野茶臼家(タネノブ屋敷)の石造物群 河野光雄家のタネノブ屋敷の樋目大明神ナカヤの石造物群
		その他	長野観音寺跡縁廊五輪塔増2基、間戸二重塔、河野家墓地「暮翁」石造物、雨引社の鳥居
	仏像	木造仏	朝日岩屋 尊名不詳立像、下部欠失像、坐像、木片に導しい尊名不詳仏 夕日岩屋 尊名不詳立像 延寿寺の境内堂 如来形坐像、聖観音立像、破壊・破損・風滅仏、
		石仏	朝日岩屋 護師如来坐像、千手観音像、弘法大師坐像 夕日岩屋 地藏菩薩坐像、地藏菩薩立像、尊名不詳立像頭部欠、観音菩薩立像 延寿寺の境内堂 地藏坐像、観音坐像2体
			愛宕社奥の境内林 愛宕社の境内林 雨引社の境内林 二宮八幡社の境内林 延寿寺の境内木
自然	鎮守の森	本地区の開発の起源とされる神社には、鎮守の森として、地域景観の重要な構成要素となっている。	
	動物物	田染荘の文化的景観を形成し、また支えてきた動物たち	ゲンジボタル、ホウネンエビ、オオイタサシヨウウオ、カエル、ヘビ、クサガメ、コウモリ、サギ、川魚、マムシ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、トンボ、イタチ
	山・岩峰	古い火山性の凝灰岩が作り出した奇岩がちな岩峰は、地域の景観を構成する重要な要素であり、間戸の岩屋には朝日観音、夕日観音、地藏や龍があり、地域信仰や山岳信仰の対象とされてきた。	間戸の岩屋
	河川（龍岸）	地区を縦断する小崎川は、中世以降本地区の稲作の根源となる用水源として利用されてきた。	小崎川

景観形成基準

項目		内 容
共通事項	指 針	・中世から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田の広がりや集落のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。
	基 準	・景観資産を保護する。
建築物および屋敷地	指 針	①建築物(改修) ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する(ただし、内部の居住環境の改善は自由)。 (新築) ・新築する場合は、基本的に地域の景観に調和するような構造、高さ、色彩で木造和風とする。 (付属屋) ・車庫等で付属屋についても木造を基調とし、地域の建築物と調和させる。 (建築設備) ・建築設備等はできるだけ道路より見えないようにする。 ②屋敷構え ・主屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ③緑化の奨励 ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。
	基 準	①建築物(規模) ・新築する建築物の最高の高さは、13mを超えないこと (形態意匠) ・構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 ・屋根：和型瓦葺を基本とし、色彩については、既存家屋の色彩または自然色あるいは低彩色とする。 ・外壁：板壁調及び塗り壁調を基本とする。ただし、付属屋は景観に調和したものと 色彩は、自然素材色を基調とする。 ②屋敷構え ・敷地の履歴を配慮したものとし、前庭を設ける ③緑化 ・外構については、低木を基本とし、景観に調和させる
	指 針	①鉄塔等 ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない、やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。周辺と調和する色彩とする。 ②各種工作物 ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。 ③屋外照明等 ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等は内蔵光源を明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。 ④自動販売機 ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内及び店舗に属するものは除く)。 ⑤その他 ・景観に配慮する
工 作 物	基 準	①工作物 ・やむを得ず立地する工作物は、緑化により目立たないようにするなど、景観に配慮する。 ・色彩は低彩度色を基調とする。
	指 針	①土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。 ②土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的にない。
(開発行為・土地の形質の採取等を含む)	基 準	①農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。 やむを得ず行う場合は次にすること。 i 道路等から見て目立つ場所では行わない。 ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 ②新たなり面、擁壁、土地の造成 ・新たなり面、擁壁の造成は造成を行わない。 やむを得ず行う場合は次にすること。 i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 ii 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。 ③ため池、堰、農業用排水路 ・ため池、堰、農業用排水路の位置はなるべく変更しない。 改修を行う場合は、周辺景観と調和するように配慮する。
	指 針	①木竹、景観木等の保全 ・歴史的景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 ②森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。 ③鎮守の森 ・鎮守の森の立木伐採において皆伐は行わない。 ③駐車場等における植栽 ・農業土地利用以外の観光客用の駐車場は抑制する。やむを得ない場合は植栽を十分に行う。
屋外に物をおく堆ける	基 準	①景観木等の保全 ・やむを得ず伐採した場合は、跡地に植栽を行う。
	指 針	①農業目的以外の物の堆積 ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける(ただし、農業目的のものはその限りではない)。
	基 準	①長期にわたる土石、廃棄物、再生资源等の堆積 ・90日を越えて、高さ1.5mまたは面積50㎡を越える土石、廃棄物、再生资源等の堆積は行わない(ただし、農業目的のものはその限りでない)。 やむを得ない場合は、道路等から見えないくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低く、樹木等で目立たないようにする。

【工作物の定義】

※ 景観法には工作物の定義がなされていないので、小崎については下記のように工作物を位置づける。
【工作物】
電柱、電波塔、広告物・道路案内板、自動販売機、ガードレール、河川擁壁、砂防ダム、河川堰、河川橋梁、水田
法面、宅地の擁壁石積み、階段等の石積み、公共工事で建設される人工物等